

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成22年4月7日、JR大阪駅南側歩道橋上において、被控訴人に眼鏡を奪われて廃棄され、被控訴人から謝罪も弁償もなかったため、眼鏡代金相当額6万5300円及び精神的苦痛による50万円相当の損害を被ったと主張し、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償として、56万5300円及びこれに対する不法行為日である同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 原判決は、控訴人の請求を6万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した。そこで、控訴人は、原判決敗訴部分を不服として控訴した。
- 3 当事者の主張は、原判決中の「第2 当事者の主張」の1及び2（原判決1頁21行目から2頁8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は被控訴人に対し9万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないものと判断する。その理由は、原判決2頁26行目の「原告は」から3頁3行目までを次のとおり改めるほかは、原判決中の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決2頁10行目から3頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

「前記争いがない事実、証拠(甲11の1)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、控訴人がかけていた上記眼鏡をいきなり奪い取り、その後、これを廃棄したことが認められる。被控訴人の上記行為により控訴人が負傷したとは認められないものの、控訴人は、被控訴人の故意による違法な有形力の行使により身体の一部ともいふべき眼鏡を一方的に奪われたのであり、さらに、その結果、短期間(甲3の2・3)と

